

提出議案説明資料目次

令和2年3月定例会

| 資料番号 | 資料内容 | 関係議案 | 頁 |
|------|-------------|---|---------|
| 1 | 新旧対照表 | 議案第2号 箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 1 ~ 3 |
| 2 | 新旧対照表 | 議案第3号 箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について | 5 ~ 9 |
| 3 | 新旧対照表 | 議案第4号 箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 11 ~ 13 |
| 4 | 新旧対照表 | 議案第5号 箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 15 ~ 17 |
| 5 | 新旧対照表 | 議案第6号 箱根町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 19 ~ 25 |
| 6 | 平面図、写真及び工程表 | 議案第23号 工事請負契約の一部変更について | 27 ~ 29 |
| 7 | 位置図 | 議案第24号 町道路線の廃止について | 30 |

新旧対照表

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等
に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町監査委員条例の一部改正）（第1条関係）

（請求又は要求による監査）

第2条 委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは同条第7項の規定による監査の要求があったときは、5日以内に監査に着手しなければならない。

（箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）（第2条関係）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、10万円以上である場合とする。

旧（改正前）

（請求又は要求による監査）

第2条 委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項若しくは同条第7項の規定による監査の要求があったときは、5日以内に監査に着手しなければならない。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、10万円以上である場合とする。

新旧対照表

箱根町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（登録資格等）

第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)に基づき、箱根町が備える住民基本台帳に記録されている者とし、登録できる印鑑は、1 人につき 1 個とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

(1) (略)

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

（登録印鑑の不受理）

第 4 条 町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑の登録申請を受理しないものとする。

(1)～(6) (略)

2 町長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（印鑑登録原票の登録事項）

第 6 条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、直ちに印影のほか、次の掲げる事項を登録しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録され

旧（改正前）

（登録資格等）

第 2 条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づき、箱根町が備える住民基本台帳に記録されている者とし、登録できる印鑑は、1 人につき 1 個とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。

(1) (略)

(2) 成年被後見人

（登録印鑑の不受理）

第 4 条 町長は、登録を受けようとする印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑の登録申請を受理しないものとする。

(1)～(6) (略)

2 町長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（印鑑登録原票の登録事項）

第 6 条 町長は、印鑑登録原票を備え、前条の規定による確認をしたときは、直ちに印影のほか、次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載）（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に

新（改正後）

ている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)・(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(7) (略)

2 (略)

旧（改正前）

記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)・(5) (略)

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(7) (略)

2 (略)

新旧対照表

箱根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

旧（改正前）

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

新旧対照表

箱根町町営住宅条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（住宅の明け渡し請求）

第40条（略）

2（略）

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより、同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に、法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6（略）

旧（改正前）

（住宅の明け渡し請求）

第40条（略）

2（略）

3 町長は、第1項第1号の規定に該当することにより、同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差額に、年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行う日までの期間については、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6（略）

新旧対照表

箱根町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

| 新（改正後） |
|--|
| <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。）は、<u>63 万円</u>を超えることができない。</p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第 13 条の 12 第 13 条の 8 の賦課額は、<u>17 万円</u>を超えることができない。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第 17 条の 4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>63 万円</u>を超える場合には、<u>63 万円</u>）とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に <u>28 万 5 千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に <u>52 万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の</p> |

旧（改正前）

（基礎賦課限度額）

第 13 条の 6 第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 10 条の基礎賦課額と第 13 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 16 条及び第 17 条の 4 第 1 項において同じ。）は、61 万円を超えることができない。

（介護納付金賦課限度額）

第 13 条の 12 第 13 条の 8 の賦課額は、16 万円を超えることができない。

（保険料の減額）

第 17 条の 4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 10 条又は第 13 条の 2 の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 61 万円を超える場合には、61 万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 28 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に掲げる金額に 51 万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の

新（改正後）

納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額を合算した額

ア・イ（略）

2 （略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

（保険料の減免）

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)・(2)（略）

(3) 当該年度の初日の前日において、18歳未満の被保険者が同一世帯に3人以上属する場合における当該被保険者（年齢が1番目に高い者及び2番目に高い者を除く。）

(4) その他これに準ずる者で町長が認めた者

2 前項第1号、第2号又は第4号の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受

旧（改正前）

納付義務が発生した場合には、その発生した日)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当するもの以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

2 （略）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の7」と、「61万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「61万円」とあるのは「16万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第13条の11」と読み替えるものとする。

（保険料の減免）

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)・(2)（略）

(3) その他これに準ずる者で町長が認めた者

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明す

新（改正後）

けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

旧（改正前）

る書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

工事写真

【図面】

(1) 転石発生状況-1



(2) 転石発生状況-2



(3) 転石解体状況-1



(4) 転石解体状況-2



【図面】

(1) 前田用水路点検口の状況-1



(2) 前田用水路点検口の状況-2



【図面】

(1) 斜面樹木伐採状況-1



(2) 斜面樹木伐採状況-2



【図面】

(1) 道路側山留設置状況-1

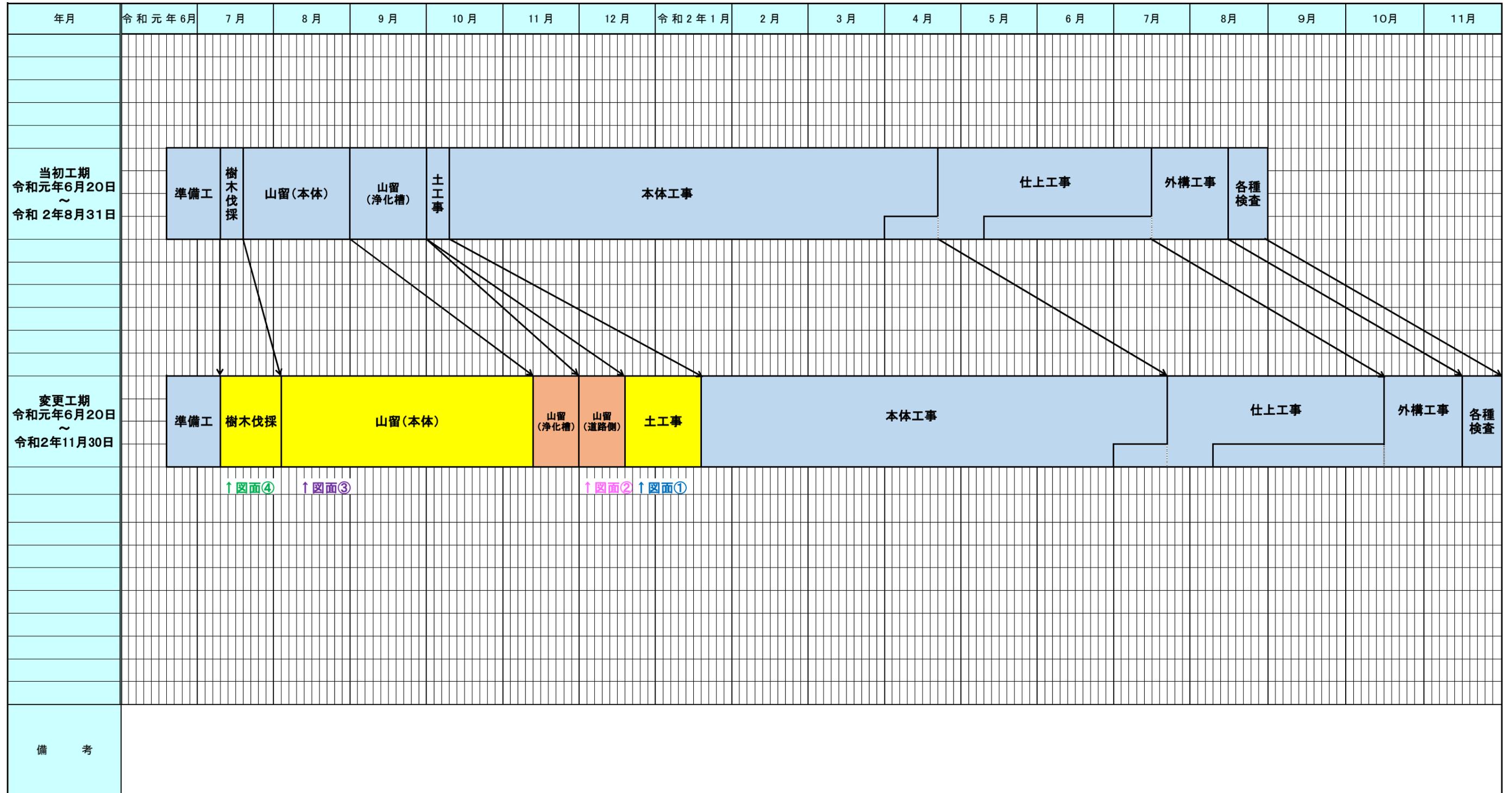


(2) 道路側山留設置状況-2



湯本分署建設事業 湯本分署建設工事 工期変更

令和2年1月31日作成



当初工程
 変更工程
 追加工程

町道湯209号線

